

その他の支援制度

□□□ 訪問看護体制機能強化事業 □□□

訪問看護体制を整備する介護事業者等を支援します。

● 対象者

介護保険法に基づく訪問看護を新設しようとする者、同法に基づく訪問看護を行う事業者

● 支援内容

- (1) 設置促進強化事業：下記の地域等に新たに訪問看護事業所を開設する際に必要となる経費の一部を補助します。

【補助対象経費】

- ① 事務机、パソコン等の備品、訪問車両の購入に必要な経費 等
- ② 事業所等の建物賃貸借及び事務機器等のリースに必要な経費 等

【補助要件】

訪問看護ステーションが未設置の町村に開設する場合

補助率 2 / 3、補助上限額 4, 0 0 0 千円

訪問看護ステーションが設置されている市町村に開設する場合（宮崎市を除く）

補助率 1 / 3、補助上限額 2, 0 0 0 千円

- (2) 経営基盤強化事業：オンコール対応や災害時の業務継続体制を整備するため、事業所の規模拡大や事業所間の連携の際に必要な経費の一部を補助します。

【補助対象経費】

- ① 事務机、パソコン等の備品、訪問車両の購入に必要な経費 等
- ② 事業所間連携に必要なシステム使用料 等
- ③ 新規雇用職員の人件費 等

【補助要件】

補助率 1 / 2、補助上限額 3, 0 0 0 千円

● ご利用方法

補助申請書等、所定の様式を宮崎県福祉保健部長寿介護課へ御提出ください。

問合せ先

宮崎県 福祉保健部長寿介護課

居宅介護担当（TEL：0985-26-7058）